

# 取引参加者の売買管理体制の強化等に伴う「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」等の一部改正等について

平成23年8月30日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

取引参加者の売買管理体制の強化等を図る観点から、インターネットを利用した取引に関し、売買審査の実効性の確保に必要な情報の保存を義務付ける等、「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」において所要の整備を行うこととします。

## 2. 改正概要

### (1) インターネット取引に関する情報の保存

取引参加者はインターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報として当取引所が定める情報をその定めるところにより、保存しなければならないものとします。

### (2) その他

その他所要の改正を行うものとします。

(備 考)

- ・取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第5条第2項

## 3. 施行日

平成24年1月1日から施行します。

以 上